

幡多・マーケット「海辺の日曜日」開催要項

1. マーケットの名称

幡多・マーケット「海辺の日曜日」

2. 主催者

まちづくりマーケットプロジェクト

3. マーケットの目的（ミッション）

風土に根ざした地域産品を創造することにより
エコロジカルで堅実な地域経済を支援し
地域に賑わいを生む



4. 開催会場

高知県立土佐西南大規模公園（大方地区）体育館横
※4ページの地図を参照

5. 開催日

毎月第2日曜日

6. 開催時間

午前9時 から 午後2時 まで

7. 出店者の資格要件

「3の目的（ミッション）」を理解した人、あるいは団体で、その目的を達成する意欲のある人、あるいは団体

＜判断基準＞

- ・ 自分で作ったものであるか
- ・ 地域の文化や伝統に配慮したものであるか
- ・ 土や自然、環境に配慮した生産物であるか
- ・ 地域の生産者の支援になっているか
- ・ 地域の食材や材料を使っているか
- ・ 地域での起業支援になるか などを考慮し、事務局で判断します。

8. 出店者の義務

- ・搬入は午前 8 時から、搬出は午後 2 時からです。搬入後は、車を会場外の駐車場へ移動してください。
- ・店舗に使用するテーブル、イス、テントなどは各自で準備設置、撤去してください。
- ・店舗から発生したごみは、各自の責任で処理、持ち帰ってください。
- ・できる限り、化学製品でできた使い捨て容器などは使用しないでください。(事務局で、マイバック、食器類の持参を呼びかけています。)
- ・テントやテーブル、商品は、重石で固定する、控えを取る、隣同士結び合うなどの方法で、風に飛ばされない対策を各自の責任で確実に行ってください。
- ・店舗の盗難や紛失などの防犯対策は各自の責任で確実に行ってください。店舗を離れる際に無人にならないように、できる限り複数態勢で出店してください。
- ・店舗内にペットを同伴することは禁止します。
- ・出店者も、「海辺の日曜日」の運営者の一員です。協働したマーケット運営にご協力ください。欠席の場合は必ず事前に(原則前月末までに)ご連絡ください。
- ・開始・終了時間の厳守…合図で始まり、合図で終わることを厳守してください。⇒開始前までに売り始めない、終了まで帰らない・片付けない(販売できない時間帯は、来場者とのコミュニケーションを図ってください。)

9. 出店者の登録

- ・春夏期(3月～8月)、秋冬期(9月～2月)に分けてエントリー登録を行います。各期、途中からのエントリー申込みも随時承ります。
- ・出店申込期限は、原則として、開催月の前月末までとします。
- ・食品販売者は、「保健所の営業許可証」のコピーを添付してください。(間に合わない場合は、受付しますが、許可のコピーが提出されるまで、出店が認められません。)臨時食品販売届出の場合は、届出書のコピーをご提出ください。

「食品営業許可」に関する詳しいことは、「幡多福祉保健所」

〒787-0027 四万十市中村山手通 19 電話 0880-35-5979

※ただし幡多郡以外の方は、所管の保健所にお問合せください。

- ・正式登録は、「3の目的(ミッション)」に照らし合わせて精査のうえ、事務局で決定します。その際、さらに詳細の説明を求めたり、出店の一時見合わせを要請する場合があります。
- ・登録は、半年ごと(春夏期:3月～8月/秋冬期:9月～2月)に更新します。各期終了時には、登録の更新(出店継続希望の有無)について事務局へ申し出てください。⇒継続的参加ができていない、ルールが守れないなどの出店者は更新できません。
- ・出店希望が大幅に増えた場合、店舗数の上限を事務局で設定する場合があります。その場合、基本的に高知県西部を中心に地元近隣の希望者を優先します。

10. カテゴリーごとの上限

出店者のカテゴリーは以下のとおり

①農産物 ②水産物 ③加工食品 ④飲食 ⑤工芸品 ⑥その他

- ・第 1 次産品および、それを加工したモノを出店する人を優先します。
- ・③～⑥については、1 カテゴリーの出店者数を、全体出店者数のおおむね 40%を上限とします。
- ・カテゴリーが複数混在する出店者は、販売予定総額のもっとも多いカテゴリーをその店舗のカテゴリーとします。

11. トライアル出店

多くの人にチャンスを与えるために、また「海辺の日曜日」に変化をもたせるためにトライアル出店（1 回だけのお試し出店）を認めます。その場合も、出店登録申込書や保健所の営業許可証は提出が必要です。出店料は 1,000 円です。

12. 出店料（2019 年 9 月改定）

6 カ月分一括前払い 4,000 円／半年（6 回）

毎回払い 1,000 円／回

13. 1 ブースの規模

3 m × 3 m 以内を基本に配置します。

14. 再販（仕入品）の制限

出店者自らが生産したもの、採取したもの、あるいは自分で加工した品物を販売することを原則とします。

仕入品や預かり品を販売する場合は、「生産者、採取者、加工者の顔がわかるもの」としてください。

15. 材料の調達

材料の 70% 以上を地域内で調達してください。調達が難しい場合は、できるだけ地域にあるものを使用するよう心がけてください。

16. 事務局の免責

- ・突風による損害事故など、店舗に起因する会場内での事故については、事務局は責任を負いません。各自の責任で必ず安全対策をとってください。
- ・会場内での盗難や紛失など防犯上の責任も負いかねます。
- ・自然災害による開催中止の連絡不備による賠償は負いません。
- ・会場内で写真撮影をします。不特定多数の方が閲覧できる方法による情報発信のために使用することで、個人が特定される場合があります。

幡多・マーケット「海辺の日曜日」開催ポリシー

- 幡多・マーケット「海辺の日曜日」は、安心、安全を求める、顔がわかる販売、有機や無農薬栽培農産物の販売が、様々な“発見”と“出会”を生み、コミュニティを活性化させ、地域の賑わいを呼び起こしたいと考えています。
- 幡多・マーケット「海辺の日曜日」は、「売り手」と「買い手」が対面で物のやり取りをする「場」を創出することにより、地域に埋もれている食材や昔ながらの調理方法、地域素材を活かした新たな地域産品を創造します。
- そして、幡多・マーケット「海辺の日曜日」で買い物することは、地域経済を支援するもっともよい方法の一つであり、新鮮な果物や農水産物、地域で作られた加工品を買うことは、健全的で環境にやさしい選択をすることだと、私たちは考えます。

【会場周辺地図】 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区）体育館横
〒789-1931 高知県幡多郡黒潮町入野388番地



【申込方法】 まずは電話、メールなどで事務局にお問い合わせください。

電 話 090-5275-0894 (担当：福岡)

メール umibenonitiyouiti@gmail.com

Facebook <https://www.facebook.com/umibenonitiyouiti>

【郵 送】 〒789-1931

高知県幡多郡黒潮町入野2644-1

幡多・マーケット「海辺の日曜日」事務局 福岡 あて

※「海辺の日曜日」事務局の運営は、スタッフ各個人がボランティアとして行っている地域づくり活動です。きめ細かい対応ができない場合がありますが、ご了承ください。